

差入書(連帯保証)

フォーシーズ株式会社

4cs
テナント保証
高級賃貸保証

(1)【本件物件】

所在地	
名称	号室

(2)【賃貸借契約、保証等契約の内容】

賃貸借契約期間	20 年 月 日 ~ 20 年 月 日(更新・再契約あり)	
賃借人		
保証等契約	<input type="checkbox"/> 4c'sテナント保証契約書 <input type="checkbox"/> 4c's高級賃貸保証契約書	
契約番号		
賃料	円(税込)	管理・共益費 円(税込)
駐車場使用料	円(税込)	水道・町費 円(税込)
その他固定費①	円(税込)	合計額(合計基準額) 円(税込)
その他固定費②	円(税込)	
その他固定費③	円(税込)	極度額 合計基準額の2.4箇月分

私は、フォーシーズ株式会社(以下「丙」という。))に対して、標記(1)記載の物件(以下「本件物件」という。))についての賃貸借契約(以下「原契約」という。))に関し、賃貸人(以下「甲」という。))、賃借人(以下「乙」という。))及び丙の間で締結された標記(2)記載の保証等契約(以下「本件保証等契約」という。))について、下記のとおり本書を差し入れ、もって、本件保証等契約における連帯保証人として、本件保証等契約上の乙の丙に対する求償金債務等を連帯保証いたします。なお、本書に定めるもののほか、本書の用語は、本書を貴社に差し入れた時点における最新の「4c'sテナント保証契約書」及び「4c's高級賃貸保証契約書」の用法に従います。

(原契約の確認)第1条 私は、本件物件につき、甲と乙が標記(2)記載の内容(但し、金額の表示はいずれも月額)にて原契約を締結していることを確認しました。

(本件保証等契約の確認)第2条 私は、本件保証等契約の内容を確認しました。とりわけ、次の各号の事項を確認しました。

①丙が、本件保証等契約に基づき、乙の甲に対する原契約に基づく賃料等、変動費、更新料、事務手数料、早期(短期)解約違約金、賃料等相当損害金、原状回復費用及びハウスクリーニング代の支払債務を本件保証等契約の条項に従って一定の範囲において連帯保証していること。

②本件保証等契約は、原契約の契約期間の開始と同時にその契約期間を開始すること(以下「本件保証等契約開始日」という。))。但し、原契約の契約期間の開始日以降に本件保証等契約の申込みがあった場合、本件保証等契約に係る保証契約書に原契約の契約期間開始日が記載されていない場合、その他の原契約の契約期間の開始日をもって本件保証等契約開始日とすることが相当でない事情がある場合には、本契約の契約番号の発行日をもって本件保証等契約開始日とみなすこと。

③本件保証等契約は、特段の定めのない限り、本件保証等契約開始日以降、原契約の契約期間(原契約が更新された場合には、更新後の期間を含む。また、原契約が期間の定めのある賃貸借契約[借地借家法に規定する定期賃貸借契約を含む。])であって、その契約期間満了後に賃貸借期間が途切れることなく、かつ、甲が乙に本件物件の現実の引渡しを行うことなく再契約される場合は、その再契約の契約期間を含む。)中に限り、存続すること。但し、原契約終了後も丙が引き続き賃料等相当損害金の支払債務を保証することとなる場合は、本件保証等契約は、本件物件引渡しの時まで存続するものとする。

④丙が①号の保証債務を履行したときは、乙は、丙に対し、その履行額及びこれに対する乙が甲に対する債務の履行を怠った日の翌日から支払済みまで年14.6%(年366日の日割計算)の割合による遅延損害金、その他弁済に要した費用(振込事務手数料1回800円(税抜)を含む。))の全額を直ちに償還する義務を負うこと。

⑤本件保証等契約が4c'sテナント保証契約スタンダードプラン若しくは同ライトプラン又は4c's高級賃貸保証契約である場合には、乙が、丙に対し、標記(2)「合計額」欄記載の金員(但し、基準日前1年間における丙による保証債

務の履行回数が0回及び1回の場合には1万円、2回の場合には標記(2)「合計額」欄記載の合計額を2で除した金員(但し、この金額が金3万5000円未満のときは、3万5000円とし、また、1円未満の端数が生じた場合、端数は切り捨てる。))を、本件保証等契約開始日から1年の期間が満了した日の翌日から1年間の年間保証委託料として支払う義務を負い、以後も同様とすること。なお、本件保証等契約の契約期間の途中で賃料等の金額が変更された場合には、基準日の翌日時点の賃料等を合計した金員を「標記(2)「合計額」欄記載の金員」という(以下同じ。))。

⑥本件保証等契約が4c'sテナント保証契約plusプランである場合には、乙が、丙に対し、標記(2)「合計額」欄記載の合計額(但し、契約期間の途中で変更された場合は、基準日の翌日時点の金額をいう。以下同じ。))に2を乗じた金員(但し、基準日前1年間における丙による保証債務の履行回数が0回及び1回の場合には1万円、2回の場合には標記(2)「合計額」欄記載の金員(但し、この金額が金3万5000円未満のときは、3万5000円とする。))を、本件保証等契約開始日から1年の期間が満了した日の翌日から1年間の年間保証委託料として支払う義務を負い、以後も同様とすること。

⑦乙が原契約上の債務の支払を怠ったとき、その他丙が求償金の保全を必要とする事情があるときは、丙は保証債務の履行前であっても、乙及び私に対して事前に求償権を行使することができること。

⑧原契約が終了した場合に本件物件の明渡し的手続を要したとき、並びに、乙が本件物件を明け渡した場合(本件保証等契約に従って本件物件につき明渡があったとみなされる場合を含む。))に本件物件内及びその他の付帯施設内に残置した動産類を丙が本件保証等契約に従って任意に搬出・保管したとき、乙が、丙に対し、丙がこれらのために負担した費用の全額を直ちに償還する義務を負うこと。

(連帯保証契約の締結)第3条

1 私は、乙が丙に対して負担する本件保証等契約上の債務(本書差入前に発生した債務を含む。)を連帯保証します。

2 私は、乙の丙に対する本件保証等契約上の債務の元本、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのもの及び私が負う保証債務についての違約金又は損害賠償の額について、本差入書の所定欄に記載した合計額に2.4を乗じた金額を極度額とし、その極度額を限度として、私が負う保証債務を履行する責任を負います。

3 私は、乙から、①乙の財産及び収支の状況、②乙が負担している債務の有無並びにその額及び履行状況、③乙の丙に対する債務の担保として提供し、又は提供しようとするものの有無及びその内容について正確に説明を受けました。

(連帯保証債務の履行)第4条 私は、丙から前条の連帯保証債務の履行の請求を受けた場合でも、甲に対する抗弁をもって、丙に対する支払を拒むことができないことを予め承諾します。

(求償関係)第5条 私は、原契約上の乙の債務の保証をした場合など、甲に対して原契約上の乙の債務を乙に代わって弁済した場合であっても、丙に対して、何らの求償をしません。

(通知・報告)第6条 私は、私が本差入書に記載した事項に変更が生じた場合には、遅滞なくその旨を丙に対して通知するとともに、その変更内容を具体的に報告します。私がその氏名、住所又は連絡先につき、丙に対する通知を怠ったために、丙から私になされた通知・通信が延着し、又は到着しなかった場合には、その通知・通信は、通常到達すべき時に私に到達したとみなされることを確認し、それに異議を申し立てません。

(反社会的勢力の排除)第7条 私は、本差入書の作成にあたり、次の各号の事項を確約します。

①自ら又は自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。))が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下「反社会的勢力」という。))に該当せず、かつ将来においても該当しないこと

②反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本差入書を作成するものではないこと

③自ら又は第三者を利用して、本件保証等契約の他の当事者に対する脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為、又は偽計若しくは威力を用いて本件保証等契約の他の当事者の業務を妨害し、若しくは信用を毀損する行為をしないこと

④甲又は丙に対して法的責任を超えた不当な要求行為をしないこと



← はこちらから「保証サービスに関する重要事項」をご確認いただけます。

<https://www.4cs.co.jp/business/explain.html>

(以下の文章をご確認いただき、ご同意又はご確認いただける場合には、署名押印をしてください。)

・私は、前記各条項を確認し、これに同意します。

・私は、乙から①乙の財産及び収支の状況、②乙が負担している債務の有無並びにその額及び履行状況、③乙の丙に対する債務の担保として提供し、又は提供しようとするものの有無及びその内容について正確に説明を受けました。

西暦 年 月 日

住所

氏名

【自署】

実印

※外国籍の方は、捺印欄にパスポートと同様のサインが必要です。

For the foreign customers: The same sign as your passport required the seal area.

連帯保証人様控え

差入書(連帯保証)

(1)【本件物件】

所在地	
名称	号室

(2)【賃貸借契約、保証等契約の内容】

賃貸借契約期間	20 年 月 日 ~ 20 年 月 日(更新・再契約あり)	
賃借人		
保証等契約	<input type="checkbox"/> 4c'sテナント保証契約書 <input type="checkbox"/> 4c's高級賃貸保証契約書	
契約番号		
賃料	円(税込)	管理・共益費 円(税込)
駐車場使用料	円(税込)	水道・町費 円(税込)
その他固定費①	円(税込)	合計額(合計基準額) 円(税込)
その他固定費②	円(税込)	
その他固定費③	円(税込)	極度額 合計基準額の2.4箇月分

私は、フォーシーズ株式会社(以下「丙」という。))に対して、標記(1)記載の物件(以下「本件物件」という。))についての賃貸借契約(以下「原契約」という。))に関し、賃貸人(以下「甲」という。))、賃借人(以下「乙」という。))及び丙の間で締結された標記(2)記載の保証等契約(以下「本件保証等契約」という。))について、下記のとおり本書を差し入れ、もって、本件保証等契約における連帯保証人として、本件保証等契約上の乙の丙に対する求償金債務等を連帯保証いたします。なお、本書に定めるもののほか、本書の用語は、本書を貴社に差し入れた時点における最新の「4c'sテナント保証契約書」及び「4c's高級賃貸保証契約書」の用法に従います。

(原契約の確認)第1条 私は、本件物件につき、甲と乙が標記(2)記載の内容(但し、金額の表示はいずれも月額)にて原契約を締結していることを確認しました。

(本件保証等契約の確認)第2条 私は、本件保証等契約の内容を確認しました。とりわけ、次の各号の事項を確認しました。

- 丙が、本件保証等契約に基づき、乙の甲に対する原契約に基づく賃料等、変動費、更新料、事務手数料、早期(短期)解約違約金、賃料等相当損害金、原状回復費用及びハウスクリーニング代の支払債務を本件保証等契約の条項に従って一定の範囲において連帯保証していること。
- 本件保証等契約は、原契約の契約期間の開始と同時にその契約期間を開始すること(以下「本件保証等契約開始日」という。))。但し、原契約の契約期間の開始日以降に本件保証等契約の申込みがあった場合、本件保証等契約に係る保証契約書に原契約の契約期間開始日が記載されていない場合、その他の原契約の契約期間の開始日をもって本件保証等契約開始日とすることが相当でない事情がある場合には、本契約の契約番号の発行日をもって本件保証等契約開始日とみなすこと。
- 本件保証等契約は、特段の定めのない限り、本件保証等契約開始日以降、原契約の契約期間(原契約が更新された場合には、更新後の期間を含む。また、原契約が期間の定めのある賃貸借契約[借地借家法に規定する定期賃貸借契約を含む。])であって、その契約期間満了後に賃貸借期間が途切れることなく、かつ、甲が乙に本件物件の現実の引渡しを行うことなく再契約される場合は、その再契約の契約期間を含む。)中に限り、存続すること。但し、原契約終了後も丙が引き続き賃料等相当損害金の支払債務を保証することとなる場合は、本件保証等契約は、本件物件引渡しの時まで存続するものとする。
- 丙が①号の保証債務を履行したときは、乙は、丙に対し、その履行額及びこれに対する乙が甲に対する債務の履行を怠った日の翌日から支払済みまで年14.6%(年366日の日割計算)の割合による遅延損害金、その他弁済に要した費用(振込事務手数料1回800円(税抜)を含む。))の全額を直ちに償還する義務を負うこと。
- 本件保証等契約が4c'sテナント保証契約スタンダードプラン若しくは同ライトプラン又は4c's高級賃貸保証契約である場合には、乙が、丙に対し、標記(2)「合計額」欄記載の金員(但し、基準日前1年間における丙による保証債

- 務の履行回数が0回及び1回の場合には1万円、2回の場合には標記(2)「合計額」欄記載の合計額を2で除した金員(但し、この金額が金3万5000円未満のときは、3万5000円とし、また、1円未満の端数が生じた場合、端数は切り捨てる。))を、本件保証等契約開始日から1年の期間が満了した日の翌日から1年間の年間保証委託料として支払う義務を負い、以後も同様とすること。なお、本件保証等契約の契約期間の途中で賃料等の金額が変更された場合には、基準日の翌日時点の賃料等を合計した金員を「標記(2)「合計額」欄記載の金員」という(以下同じ。))。2を乗じた金員(但し、契約期間の途中で変更された場合は、基準日の翌日時点の金額をいう。以下同じ。))に2回の場合には標記(2)「合計額」欄記載の金員(但し、この金額が金3万5000円未満のときは、3万5000円とする。))を、本件保証等契約開始日から1年の期間が満了した日の翌日から1年間の年間保証委託料として支払う義務を負い、以後も同様とすること。
- 乙が原契約上の債務の支払を怠ったとき、その他丙が求償金の保全を必要とする事情があるときは、丙は保証債務の履行前であっても、乙及び私に対して事前に求償権を行使することができること。
 - 原契約が終了した場合に本件物件の明渡し的手続きを要したとき、並びに、乙が本件物件を明け渡した場合(本件保証等契約に従って本件物件につき明渡があったとみなされる場合を含む。))に本件物件内及びその他の付帯施設内に残置した動産類を丙が本件保証等契約に従って任意に搬出・保管したとき、乙が、丙に対し、丙がこれらのために負担した費用の全額を直ちに償還する義務を負うこと。

(連帯保証契約の締結)第3条

- 私は、乙が丙に対して負担する本件保証等契約上の債務(本書差入前に発生した債務を含む。)を連帯保証します。
- 私は、乙の丙に対する本件保証等契約上の債務の元本、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのもの及び私が負う保証債務についての違約金又は損害賠償の額について、本差入書の所定欄に記載した合計額に2.4を乗じた金額を極度額とし、その極度額を限度として、私が負う保証債務を履行する責任を負います。
- 私は、乙から、①乙の財産及び収支の状況、②乙が負担している債務の有無並びにその額及び履行状況、③乙の丙に対する債務の担保として提供し、又は提供しようとするものの有無及びその内容について正確に説明を受けました。

(連帯保証債務の履行)第4条 私は、丙から前条の連帯保証債務の履行の請求を受けた場合でも、甲に対する抗弁をもって、丙に対する支払を拒むことができないことを予め承諾します。

(求償関係)第5条 私は、原契約上の乙の債務の保証をした場合など、甲に対して原契約上の乙の債務を乙に代わって弁済した場合であっても、丙に対して、何らの求償をしません。

(通知・報告)第6条 私は、私が本差入書に記載した事項に変更が生じた場合には、遅滞なくその旨を丙に対して通知するとともに、その変更内容を具体的に報告します。私がその氏名、住所又は連絡先につき、丙に対する通知を怠ったために、丙から私になされた通知・通信が延着し、又は到着しなかった場合には、その通知・通信は、通常到達すべき時に私に到達したとみなされることを確認し、それに異議を申し立てません。

(反社会的勢力の排除)第7条 私は、本差入書の作成にあたり、次の各号の事項を確約します。

- 自ら又は自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。))が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下「反社会的勢力」という。))に該当せず、かつ将来においても該当しないこと
- 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本差入書を作成するものではないこと
- 自ら又は第三者を利用して、本件保証等契約の他の当事者に対する脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為、又は偽計若しくは威力を用いて本件保証等契約の他の当事者の業務を妨害し、若しくは信用を毀損する行為をしないこと
- 甲又は丙に対して法的責任を超えた不当な要求行為をしないこと



← はこちらから「保証サービスに関する重要事項」をご確認いただけます。
<https://www.4cs.co.jp/business/explain.html>

(以下の文章をご確認いただき、ご同意又はご確認いただける場合には、署名押印をしてください。)

- 私は、前記各条項を確認し、これに同意します。
- 私は、乙から①乙の財産及び収支の状況、②乙が負担している債務の有無並びにその額及び履行状況、③乙の丙に対する債務の担保として提供し、又は提供しようとするものの有無及びその内容について正確に説明を受けました。

西暦 年 月 日

住所 _____

氏名 _____

【自署】 _____

実印

※外国籍の方は、捺印欄にパスポートと同様のサインが必要です。
 For the foreign customers: The same sign as your passport required the seal area.

差入書(連帯保証)

賃借人様控え

(1)【本件物件】

所在地	
名称	号室

(2)【賃貸借契約、保証等契約の内容】

賃貸借契約期間	20 年 月 日 ~ 20 年 月 日(更新・再契約あり)	
賃借人		
保証等契約	<input type="checkbox"/> 4c'sテナント保証契約書 <input type="checkbox"/> 4c's高級賃貸保証契約書	
契約番号		
賃料	円(税込)	管理・共益費 円(税込)
駐車場使用料	円(税込)	水道・町費 円(税込)
その他固定費①	円(税込)	合計額(合計基準額) 円(税込)
その他固定費②	円(税込)	
その他固定費③	円(税込)	極度額 合計基準額の2.4箇月分

私は、フォーシーズ株式会社(以下「丙」という。))に対して、標記(1)記載の物件(以下「本件物件」という。))についての賃貸借契約(以下「原契約」という。))に関し、賃借人(以下「甲」という。))、賃借人(以下「乙」という。))及び丙の間で締結された標記(2)記載の保証等契約(以下「本件保証等契約」という。))について、下記のとおり本書を差し入れ、もって、本件保証等契約における連帯保証人として、本件保証等契約上の乙の丙に対する求償金債務等を連帯保証いたします。なお、本書に定めるもののほか、本書の用語は、本書を貴社に差し入れた時点における最新の「4c'sテナント保証契約書」及び「4c's高級賃貸保証契約書」の用法に従います。

(原契約の確認)第1条 私は、本件物件につき、甲と乙が標記(2)記載の内容(但し、金額の表示はいずれも月額)にて原契約を締結していることを確認しました。

(本件保証等契約の確認)第2条 私は、本件保証等契約の内容を確認しました。とりわけ、次の各号の事項を確認しました。

- 丙が、本件保証等契約に基づき、乙の甲に対する原契約に基づく賃料等、変動費、更新料、事務手数料、早期(短期)解約違約金、賃料等相当損害金、原状回復費用及びハウスクリーニング代の支払債務を本件保証等契約の条項に従って一定の範囲において連帯保証していること。
- 本件保証等契約は、原契約の契約期間の開始と同時にその契約期間を開始すること(以下「本件保証等契約開始日」という。))。但し、原契約の契約期間の開始日以降に本件保証等契約の申込みがあった場合、本件保証等契約に係る保証契約書に原契約の契約期間開始日が記載されていない場合、その他の原契約の契約期間の開始日をもって本件保証等契約開始日とすることが相当でない事情がある場合には、本契約の契約番号の発行日をもって本件保証等契約開始日とみなすこと。
- 本件保証等契約は、特段の定めのない限り、本件保証等契約開始日以降、原契約の契約期間(原契約が更新された場合には、更新後の期間を含む。また、原契約が期間の定めのある賃貸借契約[借地借家法に規定する定期賃貸借契約を含む。])であって、その契約期間満了後に賃貸借期間が途切れることなく、かつ、甲が乙に本件物件の現実の引渡しを行うことなく再契約される場合は、その再契約の契約期間を含む。)中に限り、存続すること。但し、原契約終了後も丙が引き続き賃料等相当損害金の支払債務を保証することとなる場合は、本件保証等契約は、本件物件明渡しの時まで存続するものとする。
- 丙が①号の保証債務を履行したときは、乙は、丙に対し、その履行額及びこれに対する乙が甲に対する債務の履行を怠った日の翌日から支払済みまで年14.6%(年366日の日割計算)の割合による遅延損害金、その他弁済に要した費用(振込事務手数料1回800円(税抜)を含む。))の全額を直ちに償還する義務を負うこと。
- 本件保証等契約が4c'sテナント保証契約スタンダードプラン若しくは同ライトプラン又は4c's高級賃貸保証契約である場合には、乙が、丙に対し、標記(2)「合計額」欄記載の金員(但し、基準日前1年間における丙による保証債

- 務の履行回数が0回及び1回の場合には1万円、2回の場合には標記(2)「合計額」欄記載の合計額を2で除した金員(但し、この金額が金3万5000円未満のときは、3万5000円とし、また、1円未満の端数が生じた場合、端数は切り捨てる。))を、本件保証等契約開始日から1年の期間が満了した日の翌日から1年間の年間保証委託料として支払う義務を負い、以後も同様とすること。なお、本件保証等契約の契約期間の途中で賃料等の金額が変更された場合には、基準日の翌日時点の賃料等を合計した金員を「標記(2)「合計額」欄記載の金員」という(以下同じ。))。
- 本件保証等契約が4c'sテナント保証契約plusプランである場合には、乙が、丙に対し、標記(2)「合計額」欄記載の合計額(但し、契約期間の途中で変更された場合は、基準日の翌日時点の金額をいう。以下同じ。))に2を乗じた金員(但し、基準日前1年間における丙による保証債務の履行回数が0回及び1回の場合には1万円、2回の場合には標記(2)「合計額」欄記載の金員(但し、この金額が金3万5000円未満のときは、3万5000円とする。))を、本件保証等契約開始日から1年の期間が満了した日の翌日から1年間の年間保証委託料として支払う義務を負い、以後も同様とすること。
 - 乙が原契約上の債務の支払を怠ったとき、その他丙が求償金の保全を必要とする事情があるときは、丙は保証債務の履行前であっても、乙及び私に対して事前に求償権を行使することができること。
 - 原契約が終了した場合に本件物件の明渡し的手続を要したとき、並びに、乙が本件物件を明け渡した場合(本件保証等契約に従って本件物件につき明渡があったとみなされる場合を含む。))に本件物件内及びその他の付帯施設内に残置した動産類を丙が本件保証等契約に従って任意に搬出・保管したとき、乙が、丙に対し、丙がこれらのために負担した費用の全額を直ちに償還する義務を負うこと。

(連帯保証契約の締結)第3条

- 私は、乙が丙に対して負担する本件保証等契約上の債務(本書差入前に発生した債務を含む。)を連帯保証します。
- 私は、乙の丙に対する本件保証等契約上の債務の元本、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのもの及び私が負う保証債務についての違約金又は損害賠償の額について、本差入書の所定欄に記載した合計額に2.4を乗じた金額を極度額とし、その極度額を限度として、私が負う保証債務を履行する責任を負います。
- 私は、乙から、①乙の財産及び収支の状況、②乙が負担している債務の有無並びにその額及び履行状況、③乙の丙に対する債務の担保として提供し、又は提供しようとするものの有無及びその内容について正確に説明を受けました。

(連帯保証債務の履行)第4条 私は、丙から前条の連帯保証債務の履行の請求を受けた場合でも、甲に対する抗弁をもって、丙に対する支払を拒むことができないことを予め承諾します。

(求償関係)第5条 私は、原契約上の乙の債務の保証をした場合など、甲に対して原契約上の乙の債務を乙に代わって弁済した場合であっても、丙に対して、何らの求償をしません。

(通知・報告)第6条 私は、私が本差入書に記載した事項に変更が生じた場合には、遅滞なくその旨を丙に対して通知するとともに、その変更内容を具体的に報告します。私がその氏名、住所又は連絡先につき、丙に対する通知を怠ったために、丙から私になされた通知・通信が延着し、又は到着しなかった場合には、その通知・通信は、通常到達すべき時に私に到達したとみなされることを確認し、それに異議を申し立てません。

(反社会的勢力の排除)第7条 私は、本差入書の作成にあたり、次の各号の事項を確約します。

- 自ら又は自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。))が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下「反社会的勢力」という。))に該当せず、かつ将来においても該当しないこと
- 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本差入書を作成するものではないこと
- 自ら又は第三者を利用して、本件保証等契約の他の当事者に対する脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為、又は偽計若しくは威力を用いて本件保証等契約の他の当事者の業務を妨害し、若しくは信用を毀損する行為をしないこと
- 甲又は丙に対して法的責任を超えた不当な要求行為をしないこと



← はこちらから「保証サービスに関する重要事項」をご確認いただけます。

<https://www.4cs.co.jp/business/explain.html>

(以下の文章をご確認いただき、ご同意又はご確認いただける場合には、署名押印をしてください。)

- 私は、前記各条項を確認し、これに同意します。
- 私は、乙から①乙の財産及び収支の状況、②乙が負担している債務の有無並びにその額及び履行状況、③乙の丙に対する債務の担保として提供し、又は提供しようとするものの有無及びその内容について正確に説明を受けました。

西暦 年 月 日

住所

氏名

【自署】

実印

※外国籍の方は、捺印欄にパスポートと同様のサインが必要です。

For the foreign customers: The same sign as your passport required the seal area.